ふくし：わたらい

社　協　情　報

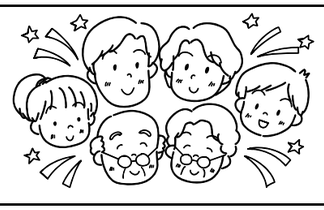

3月号
ふれあいネットワーク
度会町社会福祉協議会
http://www.watarai-syakyo.com/
H21・3・5発行　TEL　62－1117

通所介護事業所『れんげ草』

旧南中村保育所に4月1日OPEN！

４月１日から、旧南中村保育所で、介護保険事業の通所介護事業所『れんげ草』を開所することとなりました。

れんげ草の由来は…この辺りには昔、れんげ草がたくさん咲いていたことから名づけられました。

現在、改修工事を進めています。要支援・要介護者がれんげ草に通い、趣味やレクリエーションなどを通じて、心身機能の維持や向上を図ることを目的としたデイサービスで、１日楽しくゆったりと過ごしていただけます。

小川郷・一之瀬地区の介護保険認定済の方がご利用できます！

☆利用時間 ： 月曜～金曜　午前９時３０分～午後３時４５分
（土日・祝日・１２／２９～翌年１／３を除く）
☆定　員：１５人
☆サービス内容
・送迎サービス　専用車両で、ご自宅付近まで送迎
・健康チェック　看護師による血圧・脈拍測定
・入浴サービス　見守り等を受けながら入浴できます
・機能訓練　レクリエーションや体操、創作活動等

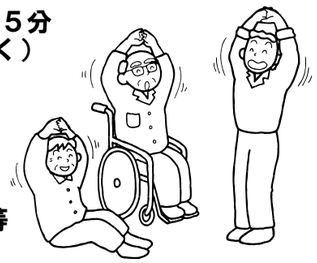

お問合せ：度会町社協まで

※現在、地域福祉センターでの通所介護事業所をご利用の方は、ご担当のケアマネージャーまでご相談ください。

獅子舞登場に喜ぶ！

２月１９・２０・２１日の３日間に渡り、老人デイサービスで獅子舞行事が行われ、総勢９７人の方が参加されました。みなさん行事が始まる前から楽しみにされ、「まだかなぁ？」と心待ちにしていました。

一之瀬神事のビデオを鑑賞し、みなさん獅子舞の話に花が咲き、その後、節分にちなんだ『鬼退治ゲーム』を行いました。

鬼退治ゲームは、チームに分かれ、鬼が背負うかごの中に玉を投げ入れ、どちらのチームが多く入れることができるか競いました。走り回る鬼に「こっち、こっち。」という声が上がり、みなさんとても熱中していました。結果は、予想以上に玉が多く入り、接戦となりました。

その後、職員による獅子舞が行われ、みなさん舞いに見入っていました。そして、獅子に一人一人頭を噛んでもらいました。よくなって欲しい足など、他のところを噛んでもらう方もいました。

行事が終わった後は、「とてもよかった。」「いいもの見せてもらったわ。」と喜ばれ、とてもいい雰囲気の中、楽しい時間を過ごしました。

獅子に頭など かんでもらう

鬼退治ゲームで楽しむ！

いつもありがとう！

花を植えてくれる真瀬さん

地域福祉センターの花壇は、川上の真瀬瑞穂さんがボランティアで、いつも花を持ってきてくれ、植えたり世話をしてくれています。

季節に合った花々は、センターを利用されている方や、職員の目を楽しませてくれ、やすらぎを感じさせてくれます。

夏は暑く、冬は寒い中、熱心にしてくれる真瀬さんにみなさん感謝の気持ちでいっぱいです。

本当に、ありがとうございます。

日本赤十字社より災害救護車配備

2月5日災害救護用車両ノアを配備

三重県中古車販売協会より車いす寄贈

２月１６日車いす１台寄贈

ありがとうございました

介護教室開催のお知らせ

１．日　　時　　平成２１年３月２６日（木）
　　午後２時３０分～午後４時
２．場　　所　　度会町地域福祉センター　第２研修室
３．内　　容　　『認知症について（仮）』
　　講師：宮原　覚 氏

【講師のご紹介】

（大紀町阿曽にある宮原医院　副委員長。
心療内科で認知症や物忘れのある方々を中心に診察、治療を担当。
医学博士。日本老年精神医学会専門医。）

４．定　　員　　２０人（先着順）
５．申込締切　３月１８日（水）

≪お申込み・お問合せ≫
度会町社協　電話６２－１１１７
担当：堀之内

４月行事予定

３日 食事サービス
７日 食事サービス
１０日 食事サービス
１４日 食事サービス
１６日 町老人ｸﾗﾌﾞ連合会役員会
１７日 食事サービス
２１日 食事サービス
２２日 遺族会春季大祭
２４日 食事サービス
２７日 町老人ｸﾗﾌﾞ連合会総会
２８日 食事サービス

生活福祉資金貸付事業
緊急小口資金のご案内

この制度は…
低所得世帯に、緊急かつ一時的にお金が必要な場合に生計の維持が困難になった世帯に対する貸付制度です。

対象となるのは…次にあてはまるもの

１．医療費または、介護費の支払等によって生活費が足りなくなったとき
２．給与等の盗難または紛失によって生活費が足りなくなったとき
３．火災等被災によって生活費が足りなくなったとき
４．年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき
　（生活保護受給中は対象外）
５．会社からの解雇による収入減で、一時的な生活費が必要になったとき
　（後の生活が安定されると見込まれる方）
６．滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料、公共料金を支払ったことで生活費が足りなくなったとき
７．事故等により損害を受けた場合により、生活費が足りなくなったとき
　（ただし、借受人の日常生活に支障をきたす事故等の場合に限る）
８．社会福祉施設等からの退出により賃貸住宅の入居に伴う敷金、礼金等の支払いにより生活費が足りなくなったとき

貸付内容

最高額１００，０００円の借入ができます。（１０，０００円単位）
（申込額が６万以上と５万以下では、手続きや審査、準備物に違いがあることがあります。）
・利子　　３％　※当面の間、離職に関する申請は無利子の場合があります。
・据置期間　　２カ月
・償還期間　　４カ月以内（６万以上は８カ月以内）
・申請からお金が届くまで７～１０日ほどかかります。
・連帯保証人は原則不要です。（連帯保証人を必要と判断する場合があります。）

申込時に必要なもの

○借入申込書（窓口で相談の後、お渡しします。）
○住民票の写し（世帯全員分、発行後３カ月以内のもの。）
○健康保険証の写し
○写真付き本人確認書類（運転免許証やパスポート等。）
○借入申込者の実印と印鑑登録証明書（連帯保証人がいる場合は連体保証人のものも。）
○生活費の場合、１カ月分の支出・収入がわかるもの（本人の申請。）

各申請理由別に必要な書類

◇医療費等を支払い、生活が困った場合　：**医療費や介護費の請求書、領収書、診断書等**
◇給与の盗難、紛失により生活が困った場合　：**給与明細、盗難届、警察の受理番号等**
◇火災等、被災により生活が困った場合　：**被災証明書、類焼証明書等**
◇年金、保険、公的な給付が支払われるまでの必要な生活費に困った場合
　：**年金手帳、受給資格者証等**
◇会社の解雇による収入減　：**離職票、解雇通知、雇用保険受給資格者証等**
◇滞納していた税金や公共料金等を支払ったために生活が困った場合
　：**課税証明書、税金納付証明書等**
◇事故等により損害を受けたときに生活が困った場合
　：**事故証明書、見積書、領収書等**
◇社会福祉施設からの転居による敷金・礼金等：**見積書、領収書、請求書等**
　※社会福祉施設・家主等に確認

貸付対象外となる方

●生活保護受給中の世帯
●多重債務者
●現住所の居住６カ月未満
●確認書類等の未提出者
●緊急小口資金を借入中・返済中の方（市町の緊急小口資金も含む）
●生活福祉資金・離職者支援資金が滞納中の世帯
●償還の見込めない世帯
　（ギャンブル・アルコール依存症、浪費により生活に支障がある方等）

返済について

☆口座引落しによる月賦（４回または８回払い）または一括返済です。
☆お約束の期限までにご返済いただけなければ、元金に対して年１０．７５％の延滞利子が発生します。

ご相談・申請は　　度会町社会福祉協議会　担当：脇　電話６２－１１１７
制度の詳しい内容は　　三重県社会福祉協議会　生活福祉資金貸付担当
電話052 - 227 - 5145